

被保険者

マルチ高年齢被保険者

マルチジョブホルダー制度／マルチ高年齢被保険者

「マルチジョブホルダー制度」とは……

複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち 2 つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たした場合、本人からの申出により、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となる制度

適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ①複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること ②2 つの事業所（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ③2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること ＊2 つの事業所以外の事業所でも就労している場合、1 つの事業所を離職したとしても、離職していないもう 1 つの事業所とその 2 つの事業所以外の事業所とでマルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、引き続きマルチ高年齢被保険者として適用を受ける。
事業主の役割	<p>【取得時】 労働者から「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届」の記載依頼を受けたら、速やかに事業主記載事項を記入し、確認資料（＊）と併せて労働者に交付する。 ＊賃金台帳、出勤簿（原則として、本人申出記載年月日の直近 1 か月分）、 労働者名簿・雇用契約書・労働条件通知書・雇入通知書 等</p> <p>【喪失時】 労働者から「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」の記載依頼を受けたら、速やかに事業主記載事項を記入し、確認資料（＊）と併せて労働者に交付する。 ＊賃金台帳、出勤簿（離職票交付希望ありは原則 12 か月分、なしは原則 1 か月分） 労働者名簿・離職理由のわかる資料 等</p>
失業した場合の給付	高年齢求職者給付金を一時金として受給 ＊1 つの事業所のみ離職した場合でも受給することができる。ただし、2 つの事業所以外の事業所でも就労しており、離職していないもう 1 つの事業所とその 2 つの事業所以外の事業所とでマルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、受給できない。
そのほかの給付	育児休業等給付、介護休業給付、教育訓練給付が支給対象 ＊育児休業等給付・介護休業給付は、適用を受ける 2 つの事業所で休業等する場合に対象となる。